

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正について

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の  
ように改正する。

令和 2 年 2 月 1 4 日 提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年霧  
島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「平成32年 3 月31日」を「令和 5 年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）  
が改正され、同基準が従うべき基準から参酌すべき基準とされたこと及び国が定める放課  
後児童健全育成事業実施要綱においても放課後児童支援員に係る経過措置期間が延長され  
ることを踏まえ、本条例の所要の改正をしようとするものである。